

# 資 料



# 資料

## 1 宝塚市介護保険運営協議会委員名簿

◎会長

分野	氏名	役職等
経験者 知識	◎一圓 光彌	関西大学名誉教授
	大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授
被保険者代表	堀本 克子	宝塚市老人クラブ連合会副会長
	見市 晃	市民代表
	高松 泰子	市民代表
	新井 美保子	市民代表
保健、医療、福祉関係者	横山 英世	宝塚市医師会副会長
	山岡 集一	宝塚市歯科医師会常務理事
	松井 真理子	宝塚市薬剤師会顧問
	加藤 優子	宝塚市民生委員・児童委員連合会常務理事
	村上 茂樹	宝塚市介護保険事業者協会会長
	小中 和正	宝塚市社会福祉協議会常務理事
関係行政機関職員	横山 彰子	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所福祉室長兼企画課長
	加藤 さと子	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所福祉室長兼企画課長

## 2 宝塚市介護保険運営協議会専門委員会名簿

氏名	役職等
一圓 光彌	関西大学名誉教授
大和 三重	関西学院大学人間福祉学部教授
嶋津 良一	宝塚市介護認定審査会会長
佐瀬 美恵子	桃山学院大学非常勤講師
佐藤 寿一	宝塚市社会福祉協議会事務局長

### 3 宝塚市介護保険運営協議会審議経過

回数	開催日	審議事項
第1回	平成25年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚市介護保険運営協議会について（報告）</li> <li>宝塚市高齢者福祉計画（平成21年度～23年度）の実施状況及び宝塚市高齢者福祉計画（平成24年度～26年度）について</li> <li>第4期宝塚市介護保険事業計画の実施状況及び第5期宝塚市介護保険事業計画について</li> </ul>
第2回	平成25年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門委員会の設置について</li> <li>第5期介護保険事業計画における地域密着型サービス基盤整備計画の変更</li> <li>宝塚市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度）の実施状況（報告）</li> <li>国の動向（社会保障制度改革国民会議報告書要旨、社会保障制度改革国民会議報告書（抜粋））について（報告）</li> </ul>
第3回	平成26年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期宝塚市介護保険事業計画・宝塚市高齢者福祉計画の策定（報告）</li> <li>介護保険制度の改正（案）（報告）</li> <li>在宅要援護者需要調査、一般高齢者調査及び日常生活圏域ニーズ調査について</li> </ul>
第4回	平成26年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の実施状況（平成25年度）（報告）</li> <li>宝塚市介護保険事業計画の課題（報告）</li> <li>在宅要援護者需要調査、一般高齢者調査及び日常生活圏域ニーズ調査（報告）</li> <li>介護保険に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）（報告）</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）（報告）</li> </ul>
第5回	平成26年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付等サービスの給付量推計手順</li> <li>第6期介護保険事業計画期間における高齢者人口推計及び要介護（要支援）認定者推計（案）</li> <li>第6期介護保険事業計画期間における介護サービス基盤整備方針（案）</li> <li>第6期介護保険事業計画期間における介護サービス等給付量推計（案）</li> </ul>
第6回	平成26年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）</li> <li>介護給付等対象サービスの給付費推計（案）</li> <li>第6期介護保険事業計画期間の介護保険料段階と基準額設定（案）</li> <li>低所得者減免の取扱（案）</li> <li>宝塚市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）</li> </ul>
第7回	平成27年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度介護報酬改定（報告）</li> <li>新しい介護予防・日常生活支援総合事業（報告）</li> <li>特別給付（配食サービス）の給付率</li> <li>平成27年度介護報酬改定に基づく介護給付等対象サービスの給付費の推計</li> <li>第6期介護保険事業計画期間の介護保険料段階と基準額設定（案）</li> <li>「宝塚市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）」のパブリックコメント実施結果</li> <li>宝塚市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画</li> </ul>

#### 4 宝塚市介護保険運営協議会専門委員会審議経過

回数	開催日	審議事項
第1回	平成26年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅要援護者需要調査、一般高齢者調査及び日常生活圏域ニーズ調査概要</li> <li>・特別給付について</li> <li>・介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）（報告）</li> <li>・第5期介護保険事業計画最終収支見込（平成24年度～26年度）（報告）</li> </ul>
第2回	平成26年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝塚市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成25年度）の実施状況（報告）</li> <li>・在宅要援護者需要調査、一般高齢者調査及び日常生活圏域ニーズ調査結果速報（報告）</li> </ul>
第3回	平成26年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付等サービスの給付量推計手順</li> <li>・第6期介護保険事業計画期間における高齢者人口推計及び要介護（要支援）認定者推計（案）</li> <li>・第6期介護保険事業計画における介護サービス基盤整備方針（案）</li> <li>・第6期介護保険事業計画における介護サービス等給付量推計（案）</li> </ul>
第4回	平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付等対象サービスの推計</li> <li>・第6期介護保険事業計画期間の介護保険料段階設定と基準額（案）</li> <li>・宝塚市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）</li> </ul>
第5回	平成27年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度介護報酬改定（報告）</li> <li>・新しい介護予防事業・日常生活総合事業（報告）</li> <li>・特別給付（配食サービス）の給付率</li> <li>・平成27年度介護報酬に基づく介護給付等対象サービスの給付費の推計</li> <li>・第6期介護保険事業計画期間の介護保険料段階設定と基準額（案）</li> </ul>

## 5 宝塚市介護保険条例（抜粋）

### 第5章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の設置）

第19条 介護保険制度の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、宝塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第20条 協議会は、次の掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が介護保険事業の運営上必要と認める事項  
(平20条例11・一部改正)

（組 織）

第21条 協議会の委員の定数は、13人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人
- (2) 公募による被保険者 3人
- (3) 被保険者で市長が適当と認めるもの 1人
- (4) 保健、医療又は福祉に係る者 6人
- (5) 関係行政機関の職員 1人  
(平14条例54・平24条例2・一部改正)

## 6 宝塚市介護保険運営協議会規則

注 平成 14 年 4 月 1 日規則第 38 号から条文注記入る。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、宝塚市介護保険条例(平成 12 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 29 条の規定に基づき、宝塚市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第 2 条 協議会の委員は、条例第 21 条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は、委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が指名する者で組織する。

(平 14 規則 38・全改)

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、介護保険課で行う。

(委 任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 7 用語説明

### 《あ行》

用語	説明
アセスメント	介護支援専門員が要介護者等のニーズに沿った介護サービス計画（ケアプラン）を作成するために、サービス利用者の健康状態や家族の状態、希望等を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。課題分析ともいう。
運動器	身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。
NPO（NPO法人）	Nonprofit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）を指す。利益を構成員に分配することなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動（特定非営利活動）を行う団体。

### 《か行》

用語	説明
介護給付	介護保険制度で要介護認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
介護認定審査会	要介護（要支援）認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関。コンピュータによる一次判定結果、認定調査における特記事項、かかりつけ医等からの医学上の意見書の内容等を基に審査判定する。
介護報酬	介護サービス提供事業者 서비스에 対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。介護報酬の額は介護給付費単位数表によって単位数を算定し、地域による1単位あたりの単価を乗じて算出する。
介護保険運営協議会	介護保険事業計画の策定及び老人福祉法に規定する老人福祉計画の策定または変更に関する事項について調査し、審議する。知識経験者、被保険者代表、保健・医療又は福祉の関係者、関係行政機関の職員で構成される。
介護予防	高齢者が介護を必要とする状態になることを予防すること、若しくは、介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた人の介護が必要な状態の改善を図ったり、現状よりも状態が悪化することを防いだりすること。
協働	市民や市民活動団体、事業者、学校、行政等異なる立場の主体が、共通の目的や課題の達成に向けて、お互いの特性を理解しつつ、対等な立場で連携・協力すること。

居宅サービス計画（ケアプラン）	個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に作成される介護計画のこと。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	60歳以上で、身の回りのことは自分でできるものの自炊ができない程度に身体機能が低下しており、在宅生活が困難な人が入所する施設。
ケアマネジメント	支援を必要とする人の必要・選択に基づいた支援・サービスを適切に提供するために、支援・サービスの計画・内容を定めたケアプランを作成するとともに、支援・サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うこと。さらに、支援を必要とする人の支援・サービスの利用実績の把握・評価を行うことも含まれる。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な支援・サービスを利用できるように、ケアプランを作成し、市町村、事業者および施設との連絡調整を図り、取りまとめる者。
健康たからづか21	国民の健康づくり運動の指針となる「健康日本21」の地方版計画として、市民一人ひとりが「自らの健康は自らで守る」ことを意識し、「一次予防」に重点を置いた対策を推進することをめざし、健康づくりに関する施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。
権利擁護	認知症や障がいなどにより、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を護ること。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。
コーホート要因法	一定の年齢層の男女別の集団（コーホート）が、一定期間に自然増減（出生と死亡）によって変化する状態を予測して、将来の人口を推計する方法。
高額介護サービス費	要介護者が在宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、所得区分ごとに定める上限額を超えたときは、高額介護サービス費として、超えた額が償還払い形で払い戻される。ただし、この自己負担額には、日常生活費、施設における食事の標準負担額、福祉用具購入費及び住宅改修費は含まれない。
後期高齢者	高齢者を65歳以上とした場合、75歳以上を後期高齢者という。また65歳以上75歳未満を前期高齢者と区分している。

<p>高齢者虐待防止ネットワーク</p>	<p>高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進するために、関係団体・関係機関と連携、協力体制を推進し、①高齢者虐待に関する施策等情報交換に関すること、②高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等に資する広報、啓発に関すること、③高齢者の権利擁護の推進に関すること等について協議する。</p>
----------------------	---

【さ行】

用語	説明
<p>サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>高齢者一人暮らし及び夫婦世帯が安心して居住できる住まいづくりを推進するため、国土交通省と厚生労働省が共同して創設した登録制度。従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化した。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせた仕組みの普及を図る。</p>
<p>サービス担当者会議</p>	<p>ケアカンファレンスともいい、ケアプランを作成するには、各サービスの担当者がチームを組んで検討することになる。介護支援専門員（ケアマネジャー）はサービス担当者会議を開催し、その運営の中心となる。</p>
<p>3温度帯</p>	<p>配送・保管時の温度指定を指し、一般に冷凍・冷蔵・常温の3種類で呼ばれることが多く、これらを総称して3温度帯と言う。</p>
<p>在宅要援護者</p>	<p>施設サービスを利用しない在宅の要援護者。</p>
<p>財政安定化基金</p>	<p>市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金。</p>
<p>作業療法士</p>	<p>厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示の元に、身体または精神に障害のある者、またはそれが予測される者に対してその主体的な活動の獲得をはかるため、諸機能の回復・維持および開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行う人。</p>
<p>市町村特別給付</p>	<p>要介護（要支援）者に対して、介護給付及び予防給付以外に、介護保険制度の趣旨に沿って市町村が条例で定めて行う、当該市町村独自の保険給付をいう。本市では配食サービスを実施している。</p>
<p>市民後見人</p>	<p>兵庫県が示す市民後見人養成の手引きによれば、「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」としている。</p>

社会福祉士	厚生労働大臣の免許を受け、専門知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人。
若年性認知症	18歳から64歳で発症する認知症のこと。⇒「認知症」参照。
収入合計金額	市民税の課税対象となる「国民年金」「厚生年金」「共済年金」「給与収入」等の他、市民税の課税対象とならない「遺族年金」「遺族恩給」「障害年金」「老齢福祉年金」「雇用保険」や、親族からの「仕送り」等、あらゆる収入を含んだ合計金額。
主治医意見書	認定調査票とともに、要介護認定の審査及び判定に用いられる基本資料。市町村から求められた主治医が、身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等について意見を書く。
主任ケアマネジャー	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う職種。
生活援助員（LSA/ライフ・サポート・アドバイザー）	高齢化率の高い公営集合住宅に居住する高齢者に対して、相談、安否確認等のサービスを行う人。
生活機能評価健診	要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、生活機能の低下を早期に把握し、介護や支援が必要にならないように予防することを目的に実施する健診。
生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと、従来は「成人病」と呼ばれていた。糖尿病、高血圧、日本人の三大死因であるがん、脳卒中、心臓病など。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理等することが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり助けたりする者を選任し、その人の権利を守り、支援する制度。

#### 《た行》

用語	説明
団塊の世代	昭和22～24年（1947～1949年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供していく仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が設置した機関。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師が配置され、地域の総合相談窓口としての機能を果たしている。

特定施設入居者生活介護（混合型）	要介護者だけでなく、自立者や要支援者も入居できる有料老人ホーム等のこと。
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施されている健康診査で、対象者は各医療保険者の40～74歳の被保険者及び被扶養者。高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者と、その危険性のある人に対し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病を予防するための保健指導を行うもの。

## 《な行》

用語	説明
ニーズ	需要、必要性。
二次予防事業	65歳以上の高齢者のうち、特に心身の状態が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）に対して、要介護状態への進行を食い止めるために行う事業（本市では、二次予防事業対象者を「はつらつ高齢者」と表現している。）。
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行い、自己決定能力が低下しているためにさまざまなサービスを十分に利用できない方や、日常生活に不便を感じている高齢者や障がい者の方々への支援を行う。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、人口・地理的条件、交通事情や社会的条件、介護サービス施設の整備状況やまちづくり活動の単位等を総合的に勘案し、地域での特性に応じて設定した圏域。
認定調査	要介護（要支援）認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。結果は、要介護・要支援認定の一次判定に使用され、公平を保つために全国一律の基準で客観的に判定される。
認知症	アルツハイマー病、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などの病気で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）のこと。
認知症サポーター	厚生労働省が展開する「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンにおいて、「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた人。

《は行》

用語	説明
はつらつ高齢者	⇒「二次予防事業対象者」参照。
パブリックコメント	基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度。
バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、障壁を取り除いた状態をいう。
被保険者	介護保険においては、高齢者のみならず40歳以上の者を被保険者としている。年齢を基準に第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人）に区分される。
標準給付費	財政安定化基金の国庫負担額等を算定するに当たって、前提となる事業運営期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額。在宅サービス費、施設サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料が含まれる。
ふれあいきいきサロン	平成6年（1994年）に全国社会福祉協議会が提唱した、高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民運動プログラム。現在、市内では100を超えるサロンが住民の手で自治会館や集会所、民家等を拠点に行われており、高齢者だけでなく、子育て家庭や障がい者等も含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする人。
保険者	保険や年金の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、市町村（特別区を含む）と規定されている。市町村は保険者として被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払、介護保険事業計画の策定、普通徴収による保険料の徴収等を行う。
保険料基準額	所得段階別保険料の設定にあたって基準となる額。この基準額は、本市第6期事業計画における所得段階別保険料の第5段階にあたる保険料。
ボランティア活動センター	ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアの手助けを必要とする人との橋渡し役の仕事を行うための拠点。

《ま行》

用語	説明
民生児童委員	民生委員は民生委員法に基づき、児童委員は児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱を受け、地域福祉の推進役として住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助・調査活動を行う。

《や行》

用語	説明
有料老人ホーム	食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームのうち、介護老人福祉施設や養護老人ホーム、ケアハウス等ではないもの。
ユニット	介護老人福祉施設等の介護保険施設やグループホームをいくつかの居室や共用空間をひとつの生活単位として整備する上での単位。それらの単位を基本として日常生活を送る仕組みをユニットケアという。
養護老人ホーム	低所得で身寄りがなく、心身の状態が低下している等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に入所の措置を行う施設。
予防給付	介護保険制度で要支援の認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。

《ら行》

用語	説明
ライフスタイル	生活様式、生活の営み方。その人の人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方。
理学療法士	厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気療法、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えるなど理学療法を行う人。
リハビリテーション	高齢者や障がい者等の身体的・精神的・社会的な適応能力の回復にとどまらず、年齢や生活段階において、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができる社会を目指す考え方。
老人クラブ	地域の仲間作りを目的とする、60歳前後以上の市民による自主組織。徒歩圏内を範囲に単位クラブが作られ、市町村や都道府県ごとに連合会がある。原則として助成費は国、都道府県、市町村が等分に負担する。

《わ行》

用語	説明
ワムネット (WAM NET)	福祉医療機構が運営する福祉保健医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム。

---

平成 27～29 年度（2015～2017 年度） ゴールドプラン 21 宝塚  
宝塚市高齢者福祉計画・第 6 期宝塚市介護保険事業計画

平成 27 年（2015 年）3 月

宝 塚 市

---

発行： 宝塚市

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号

主管： 健康福祉部 健康長寿推進室 介護保険課

いきがい福祉課

健康推進課

電話：0797-71-1141（代） ファックス：0797-71-1355